

(意見書案第10号)

精神科医療の充実に向けての意見書

国は、平成17年に精神の障がいのために他害行為を行うという不幸な事態が繰り返されることなく社会復帰を促進するため、「医療観察制度」を創設し、すべての都道府県に心神喪失または心神耗弱の状態で、重大な他害行為を行った者に、入院治療を受けさせる医療機関（いわゆる指定入院医療機関）を確保、整備することとしているが、北海道にはその受け入れ先はなく、近くで東北の花巻、その他は中部の東尾張、さらには沖縄の琉球病院等に搬送して入院させているのが現状である。その結果、距離的な問題により、家族の面会や外泊等が十分に行えず、さらに入院中の治療内容が十分には把握できないまま退院し、その後、地元の病院でケアが求められている状況にあり、指定入院医療機関の実現が緊急の課題となっている。

一方、道内の精神科救急については、医療機関の輪番制により行われているが、精神科医不足も重なり、精神科救急体制を維持することが困難な地域も見られている。また、全国的に見ても、精神症状があり、かつ、身体合併症を持つ患者が増加しているが、それら患者の入院可能な病院は限られており、道内はもとより本市においても例外ではなく、症状を悪化させる事例が見られるなど、患者にとって不利益となっている。

これらに的確に対応するためには、国立病院の受け皿づくりとともに、地域の実情に応じた合併症を受け入れる病院、さらに救急体制維持のため、精神科診療所を含む医療機関との連携体制の構築が急がれるところである。

よって、国においては、精神科医療の充実に向けて、下記事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 指定入院医療機関は、まず国の施設において確保すること。
- 2 民間病院が指定医療機関に参画する場合、運営費等について適切な措置を講ずること。
- 3 精神科救急医療事業に対する財政措置を充実すること。
- 4 精神科救急医療に参加する診療所に財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月20日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

宛